岡山弁護士会 岡山仲裁センターが 豪雨災害に関連したトラブルを解決するお手伝いをします

弁護士会の仲裁(災害ADR)

平成30年7月豪雨災害により、建物が損壊して賃貸借関係や修繕方法で問題が生じたり、土砂崩れや塀が倒れるなど近隣間でのトラブルに悩んでいませんか?

弁護士会の仲裁(災害ADR)は、大規模災害に関連する民事上の 紛争について、弁護士が仲裁人として当事者双方の言い分を よく聞いて、話し合いで紛争の円満な解決をめざすものです。

> 申立てを 弁護士が サポートします

申立手数料は無料です

(紛争解決時には成立 手数料が発生します)

災害ADRは裁判より迅速で、柔軟性がある 紛争解決ができるとされています。 東日本大震災や熊本地震の際にも数多く利 用されています。 原則3回以内の 話し合いで紛争解決 をめざします



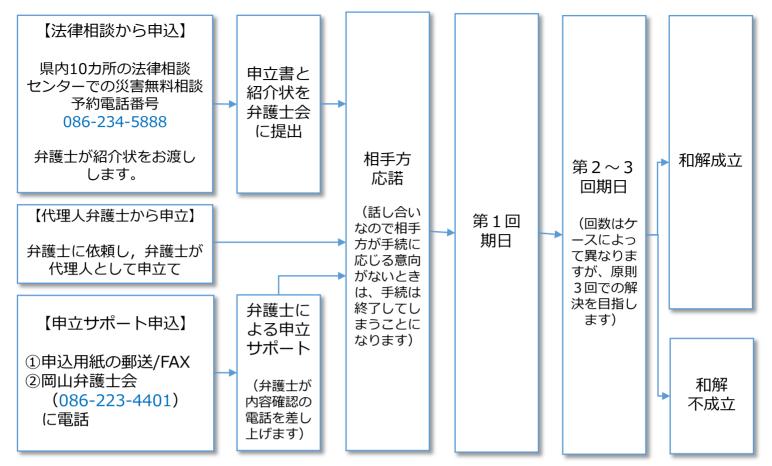
お問い合わせ



岡山弁護士会 岡山仲裁センター 〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29 TEL 086-223-4401 FAX 086-223-6566

http://www.okaben.or.jp/

災害ADRの流れ



災害ADRの費用

- □ 申立手数料(通常10,800円),期日手数料(通常5,400円)は、いずれも無料です。
- □ 成立手数料として、下記の基準での金額の<mark>半額</mark>を当事者折半でご負担頂きますが、事情によって は減額又は免除となる場合もあります。

和解による解決金の額	成立手数料の算出基準
100万円以下	8 %
100万円超~300万円以下	5%+ 3万円
300万円超~3000万円以下	1%+15万円
300万円超	0.5%+30万円

(別途消費税が加算されます)

<u>岡山弁護士会 岡山仲裁センター 御中(FAX: 086-223-6566)</u>

災害ADR申込用紙 (申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。)

	氏 名	(ふりがな)	
申	(会社名及び代表者名)		
" 込	住 所	₹	
元			
	連絡先	TEL	携帯
	氏 名	(ふりがな)	•
相	(会社名及び代表者名)		
手	住 所	〒	
方			
	連絡先	TEL	携帯
紛争 類型	□雇用関係 □借地借家 □	近隣問題 口建物やマンションの修繕	善□損害賠償 □その他()